

# 第6章 計画の推進にあたって

## 1 計画の推進体制

本計画は、市民一人ひとりが自発的に行動しつつ、地域社会と行政とがそれを支援することによって、効果的な推進を図ることができます。

このため、市民、地域社会、行政における推進体制の確立に向けて、次の点を重視して取り組みを進めます。

### (1) 市民一人ひとりの意識の啓発

望ましい食生活と健康な暮らしの実現は、市民一人ひとりが自身の健康管理・生活管理に対する自覚を持ち、自発的に食育と健康づくりに取り組むことが重要です。

このため、市民一人ひとりの意識を高めるよう、食や健康に関する情報を迅速かつ的確に発信する体制を整えるとともに、「(仮称) かめやま市民大学きらり」などの学習機会を活用します。

### (2) 地域社会における連携体制

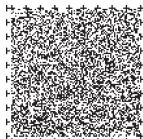
食育と健康づくりの取り組みを進めるうえでは、食と健康に携わる関係機関との連携が不可欠です。また、地区コミュニティで活動する組織が自発的に取り組むとともに、そうした組織同士が連携することも重要です。

このため、保健所や医療機関、産業団体などとの連携・連絡体制を強化し、取り組みの充実を図ります。あわせて、地区コミュニティなどでの活動組織の立ち上げやリーダー養成を支援していくとともに、組織同士が情報共有できる場を設け、地域の自発的な活動の展開を促します。

### (3) 行政における推進体制

市民・地域が主体となった食育と健康づくりの取り組みに対し、行政は専門的な立場から支援するとともに、活動をコーディネートする役割が重要になります。

このため、関係機関をコーディネートできるよう、保健師、管理栄養士をはじめとする職員の意識改革を行い、資質を向上させるとともに、危機管理が図られるよう庁内の連携体制の充実を図ります。



行政のもう1つの役割として、食育推進と健康増進のための環境づくりがあげられます。健康都市として、健康な都市環境を創出していくことが重要です。

このため、行政として一体となった取り組みを進めるべく、行政内の連携・推進体制を強化するとともに、健康都市連合の加盟都市との交流を行い、先進都市の事例等を参考にしながら、市民が食育推進と健康増進にかかる取り組みを活発に展開できるよう、総合的な環境整備に取り組みます。

## 2 計画の進行管理

この計画を推進するにあたっては、亀山市総合計画に基づく市政運営の中で、計画的かつ実効的に食育及び健康づくりにかかる施策・事業を進めることができます。

市全体の行政経営システムの中でこの計画が適切にマネジメントできるよう、庁内に「(仮称) 亀山市食育・健康づくり連絡調整会議」を設置し、マネジメントサイクルの考え方に基づき、隨時、数値等によって進捗状況の把握と点検を行い、その評価のもとで、次年度以降の施策・事業を実施します。さらに、関係団体の意見等を聴きながら、市民や地域の取り組み状況の把握と点検を行い、その結果を事業内容に反映させます。

